

議事要旨(4)実務対応報告公開草案第 24 号「投資事業組合に対する支配力基準及び影響力基準の適用に関する実務上の取扱い(案)」のコメントについて

秋葉統括研究員より資料「審議事項(4)-1 主なコメントの概要とそれらに対する対応案」に基づき、公開草案に寄せられたコメントのうち、支配力基準及び影響力基準を適用するにあたっての考え方に関する部分についての紹介がなされた。その主な内容は、以下のとおりである。

- ・ 投資事業組合における組合員の議決権行使の場面は、当初に決められた大きな投資方針とか、分散、報告、分配の方法を組合契約の修正という形で変更する場面ではあり、これを業務執行組合員(GP)が変えられるものではない。
- ・ GPの支配力は、組合規約に限定された支配力であり、親会社が株式所有に基づいて子会社に行使する絶対的なものとは異なる。
- ・ 投資事業組合において、株式会社の株主総会の機能(意思決定機関:財務及び営業又は事業の方針の決定)は、組合契約を通じた出資者の総意と考えるのが適切。その総意(組合契約)に基づいて、無限責任者等により業務執行がなさされており、この機能が株式会社の取締役会又は代表取締役の機能に相応すると考えることが適切である。
- ・ ベンチャー・キャピタル(VC)が運営する類の投資育成目的の組合については、組合員の自治に基づいて、当該VCがGPとして選任され、組合契約等に則して日常の投資活動を営む形態が一般的。「業務執行権」を判断基準とすることという見解は、投資事業組合の法的な仕組みを無視したものであり論理的に成り立ち得ない。本草案は、業務執行者の道具として使われる投資事業組合(従前より業務執行者と連結されるべきであったもの)と業務執行者が投資家の道具として使われる投資事業組合との区分がされていない。

その後、これらのコメントに対する対応案として、「審議事項(4)-2 組合を利用した投資の多様化に伴う考え方の整理(案)」に基づき、公開草案を微修正する考え方が示された。すなわち、公開草案までは、いわゆる所有と経営が一致している場合が想定されていたが、GPが資産の「運用管理者」にすぎない場合、投資事業組合における所有と経営が一致しておらず、組合を支配していないものと認められるかどうかという考え方が提案された。

委員等から特段の指摘事項や質問事項はなかった。

以上